

土砂災害に備えて

災害時要配慮者利用施設用
土砂災害時の避難確保計画作成のてびき

川崎市危機管理本部

令和7年3月

はじめに

土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと円滑かつ迅速な避難が重要です。特に災害時要配慮者利用施設におかれましては、土砂災害ハザードマップで土砂災害警戒区域や避難場所の位置を確認することはもちろん、施設として土砂災害時の避難確保計画を作成し、どのように土砂災害に対応していくかをあらかじめ定めておくことが必要となります。

平成 29 年 6 月に災害時要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために土砂災害防止法が改正され、川崎市地域防災計画に定められた災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者(以下、「施設管理者等」という)は避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するとともに、市長へ避難確保計画の提出が義務付けられました。

その後、令和元年(2019 年)東日本台風(台風第 19 号)や令和 2 年 7 月豪雨では、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で 14 名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、避難勧告・避難指示を避難指示に一本化や避難訓練の実施結果の市長への報告の義務化、避難確保計画及び避難訓練に関する市からの助言・勧告制度等を加えた改正土砂災害防止法が令和 3 年 5 月に施行され、また気象庁が発表する防災気象情報の充実化が図られてきました。

これらに伴い、市としては、これまでの「災害時要配慮者利用施設の土砂災害時の避難確保計画作成のてびき(以下、「作成のてびき」という。)」及び「災害時要配慮書利用施設の土砂災害時の避難確保計画ひな形(以下、「ひな形」という。)」の一部見直しを行いました。

つきましては、施設管理者等や施設職員の皆様は、「施設の立地と土砂災害警戒区域の関係」及び「施設の状況や運営要領等」を踏まえて、本「作成のてびき」及び「ひな形」を活用して、引続き速やかに避難確保計画の見直しや作成に取り組んでいただきますとともに、計画の提出をお願いいたします。

～目次～

1	土砂災害について-----	3
2	災害時要配慮者利用施設の範囲について-----	5
3	防災気象情報について-----	6
4	市が発令する避難に関する情報について-----	10
5	防災気象情報や避難に関する情報の収集について-----	14
6	施設の土砂災害の危険性の確認について-----	17
7	施設に応じた避難行動の確認について-----	19
8	避難確保計画の作成及び訓練の実施について-----	24
9	川崎市への報告について-----	26
10	土砂災害から身を守るためのポイントについて-----	27
11	避難確保計画に定めるべき事項について-----	28

1 土砂災害について

土砂災害や土砂災害警戒区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 土砂災害とは

崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害は、すさまじい破壊力をもつ土砂が、一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。傾斜が急な山が多く、台風や大雨、地震などの多い日本では、その地形的・気象的な条件によって、土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。

(2) 土砂災害警戒区域とは

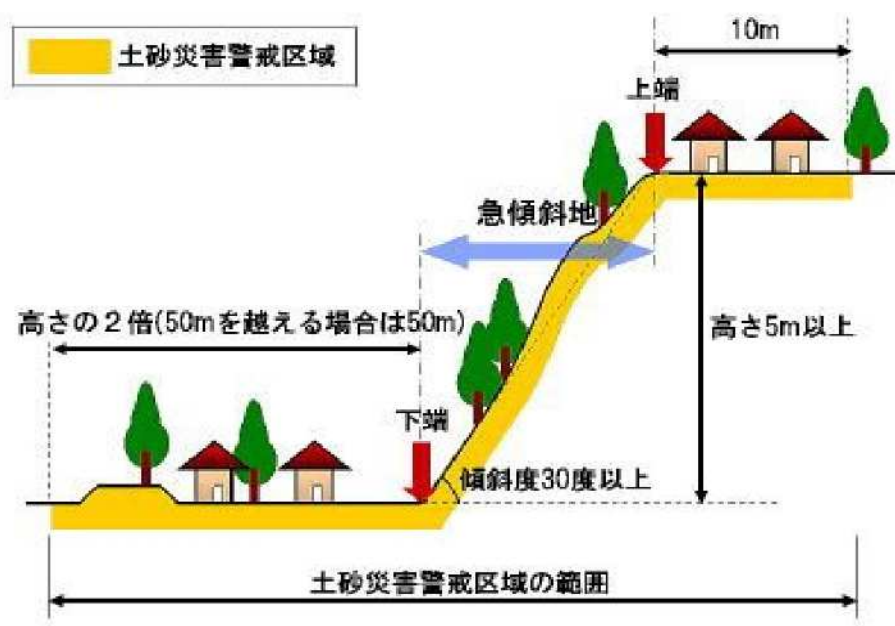
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」（平成13年施行）に基づき、土砂災害への注意が必要な区域を、県が「土砂災害警戒区域」として指定しています。

土砂災害警戒区域は、土砂災害の種類に合わせて「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」「土石流」「地すべり」に分類され指定されますが、川崎市における土砂災害警戒区域は全て「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」に分類されています。

【指定基準】

傾斜地の形態に着目し、一律に指定されるもので、「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」の指定基準は次のとおりです。

- 1 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 2 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 3 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内（50mを超える場合は50m）の区域



（３）崖崩れとは

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。 崖崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。



（出典：国土交通省 HP「砂防：がけ崩れとその対策」）

2 災害時要配慮者利用施設の範囲について

災害時要配慮者利用施設に該当するかを確認しておきましょう。

土砂災害防止法第8条第4号に定める「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」は、次のとおりです。

社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館 等
学 校		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 等
医療施設		病院、診療所、助産所（いずれも有床に限る） 等

3 防災気象情報について

土砂災害への注意や警戒を呼びかける防災気象情報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

気象庁は、大雨などによって災害が起こるおそれのあるときは「大雨注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「大雨警報」を、また、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、県と共同で「土砂災害警戒情報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
警戒レベル1 早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されるときには、その可能性について「高」、「中」の2段階で発表されます。 対象は、大雨、大雪、暴風(雪)、波浪、高潮の5種類です。
警戒レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。 なお、大雨注意報は、大雨警報の土砂災害警戒情報の判断基準(KP)から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値(CP)を基準として設定されており、その基準を超える2～6時間前に発表されます。
警戒レベル3相当情報 大雨警報(土砂災害)	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。 なお、大雨警報(土砂災害)は、土砂災害警戒情報の判断基準(CL)から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値(KP)を基準として設定されており、その基準を超える2～6時間前に発表されます。
警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難指示などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報です。 県と気象庁は、2時間後までに土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に土砂災害警戒情報を発表するよう努めています。 
警戒レベル4相当以上の情報 記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量(神奈川県では1時間に100ミリ以上の雨量)であることを知らせるために、発表されるものです。 土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨量であることを意味しています。

(出典：政府広報オンライン「暮らしのお役立ち」)

警戒レベル5 相当情報 大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害の危険度分布))	警戒レベル2 相当情報 土砂キキクル注意(黄色) 土壌雨量指数の2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合に現出
	警戒レベル3 相当情報 土砂キキクル注意(赤色) 土壌雨量指数の2時間先までの予測値が大雨警報の基準(KP)以上となる場合に現出 高齢者等災害時要配慮者がこの段階で避難を開始することが大変重要です。
	警戒レベル4 相当情報 土砂キキクル注意(紫色) 土壌雨量指数の2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準(CL)以上となる場合に現出 土砂災害警戒情報が発表される一つの要因となり、遅くともこの段階で避難を開始することが大変重要です。
	警戒レベル5 相当情報 土砂キキクル注意(黒色) 土壌雨量指数の実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準以上となる場合に現出 命に危険が及ぶような土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で「緊急安全確保」を行うことが大変重要用です。

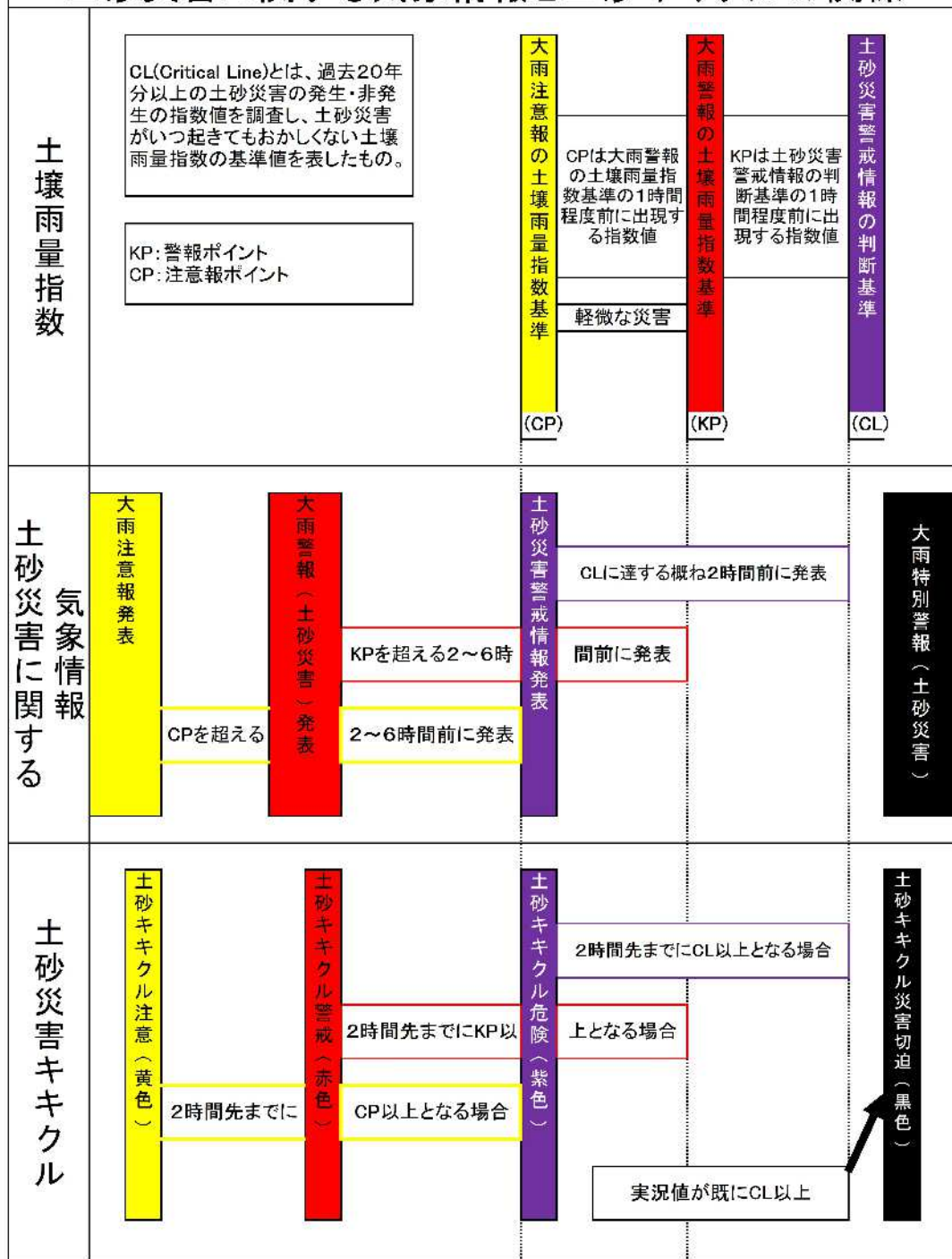
※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂災害警戒情報を補足する情報です。1 km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に色分けして示す情報です。常時10分毎に更新されています。

大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報が発表されたときには、土砂キキクルで、どこで土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができます。



土砂災害に関する気象情報と土砂キキクルの関係



4 市が発令する避難に関する情報について

避難に関する情報の意味をしっかりと理解しておきましょう。

市が発令する避難に関する情報としては、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保があります。

(1) 避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階又は避難行動に時間を要しないが家族への引渡しを行う者は引渡しを開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況です。	○立ち退き避難を行う災害時要配慮者は、避難行動を開始してください。 ○自宅、施設などで屋内安全確保が可能で家族への引渡しは行わないが上階への避難に長時間を要する災害時要配慮者は、上階への避難行動を開始してください。 ○施設などで屋内安全確保が可能だが家族への引渡しを行う災害時要配慮者は、引渡しを開始してください。 ○災害時要配慮者以外の住民は、家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出品の用意等の避難準備を開始してください。
(警戒レベル4) 避難指示	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況です。	○災害時要配慮者で家族への引き渡しがなく、自宅、施設などで安全確保が短時間にできる場合は、屋内の安全な場所へ避難※を開始してください。 ○災害時要配慮者以外の住民は、近くの避難場所等の安全な場所への立ち退き避難を行ってください。自宅などで屋内安全確保が可能な場合は、屋内の安全な場所への避難※も可能です。
(警戒レベル5) 緊急安全確保	災害が発生又は切迫しているため立ち退き避難がかえって危険である段階であり、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況です。	○避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了してください。 ○避難していない住民は、自宅などよりも相対的に安全だと自ら判断する場合には近傍の高く堅牢な建物へ直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に時間的余裕がない場合は、最上階に避難するなど、身の安全を可能な限り確保するための行動を完了してください。

※屋内の安全な場所への避難については、施設等の浸水継続時間などを考慮して、飲料水、食料、薬、トイレ対策などの備蓄が必要となります。

(参考)

自主避難とは、崖崩れの前兆現象や長雨により土砂災害の危険性を感じたときに、自ら安全な場所へ避難することです。

崖崩れの前兆現象には次のようなものがあります。ただし、前兆現象を正確に把握することはかなり難しいことです。絶対に、前兆現象を確認するために崖に近づかないでください。

- ・ 斜面が膨らんだり、盛り上がったたりする。
- ・ 斜面に亀裂が発生する。
- ・ 雨水が斜面を流れてできた溝がある。
- ・ 斜面の上や途中に浮いている石がある。
- ・ 普段流れている湧き水の量が急に増えたり濁ったりしている。
- ・ 斜面から小石がパラパラ落下する。

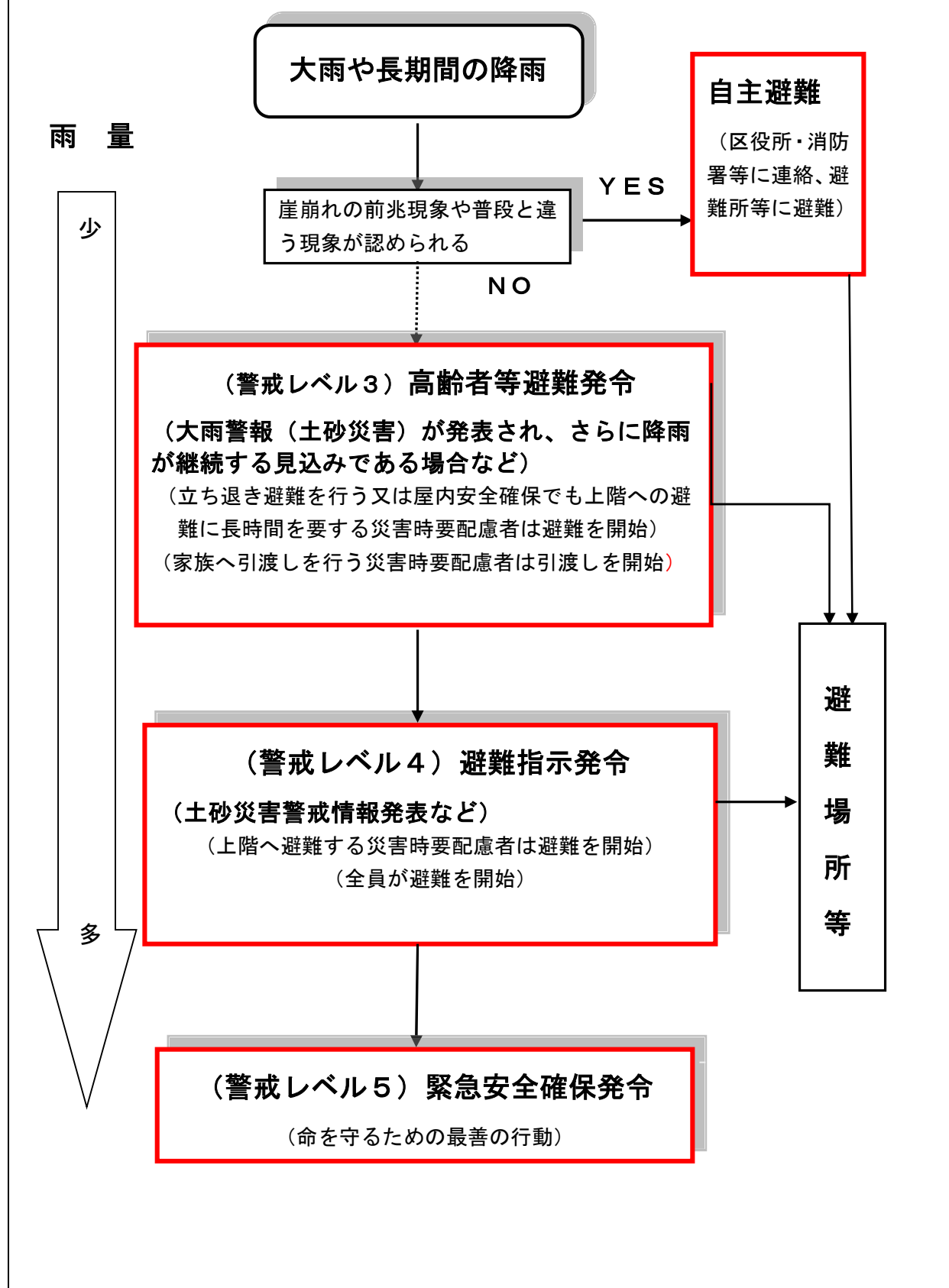


(2) 避難に関する情報の発令基準

川崎市では次の発令基準に基づき、土砂災害に関する避難指示等を発令することとしています。

	基準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	次の事項のいずれかの場合 ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続し、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表が見込まれる場合 ② 強い降雨を伴う台風の接近・通過により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけて大雨注意報が大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替わることが見込まれている場合
(警戒レベル4) 避難指示	次の事項のいずれかの場合 ① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された時 ② 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 ③ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ④ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ⑤ 崖崩れの前兆現象が発見された場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	次の事項のいずれかの場合 ① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕)となった場合 ③ 土砂災害の発生を確認した場合

(参考) 土砂災害避難フローチャート



5 防災気象情報や避難に関する情報の収集について

気象情報や避難に関する情報の収集手段を確認しておきましょう。

川崎市では、防災気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。皆様には次の様々な方法で情報を収集していただくことが可能ですので、各施設の環境に応じて、情報収集手段をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき「防災気象情報」

○登録いただいたメールアドレスに川崎市から市内の災害、気象等の情報をメールでお知らせします。

○配信を希望される方は下記サイトにアクセスし「空メールを送信する」から空メールを送信してください。

○登録項目について、市から配信する避難情報発令等の重要な情報を受信するために、「緊急情報」は必ず受信する設定にしてください。

<https://plus.sugumail.com/usr/kawasaki/home>



PC・スマートフォン用

【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、kawasaki@sg-p.jp のアドレスからのメールを受信できるように設定の確認をお願いします。

○URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) F A Xで収集する

川崎市では、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設など）へF A Xで、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の

情報をお知らせします。

※FAX が届きやすいように、切り替えの時間を 40 秒以下に設定することを推奨しています

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市 HP (ホームページ) (<https://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市 HP トップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災情報ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報、避難情報、避難所の開設などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

ウ 気象庁の土砂キキクルで危険度が高まっている領域を収集する。

(ア) 大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報が発表されたときには、土砂キキクルで、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を確認することができます。土砂キキクルは、常時 10 分ごとに更新されます。

(イ) 気象庁 HP の防災情報から確認することができます。

(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川(3ch)や、YOUテレビ、iTSCOM、J:COMのデータ放送を利用して、川崎市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM(79.1MHz)

川崎市からの緊急情報や安否情報、ライフライン等の生活情報を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線とは、避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナ駅、海岸地域などにあるスピーカーから、市民の皆様に避難情報や防災情報を知らせるものです。

緊急性の高い情報は、状況によりサイレンを鳴らしてお知らせすることができます。サイレンが鳴った場合には、テレビやラジオ、防災テレホンサービス、HP等で正しい情報を入手してください。

イ 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。(通常時は「防災一口メモ」が流れます。)

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174 (通話料無料)

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870 (通常の通話料がかかります。)

(6) 気象庁 HP の「あなたの街の防災情報」から確認することができます。

「あなたの街の防災情報」で「神奈川県」、「川崎市」を選択して、川崎市の大

雨・洪水・高潮などの警報・注意報の発表洪水時などを確認してください。なお、「あなたの街の防砂情報使い方説明書」も確認して有効に活用してください。

☒ **チェックポイント**

施設的环境を考慮して、情報収集の手段を決めておきましょう！

- ☐ メールニュースかわさき
- ☐ 緊急速報メール
- ☐ F A X
- ☐ 川崎市 HP
- ☐ 川崎市防災情報ポータルサイト
- ☐ 土砂キキクル
- ☐ 地上デジタル放送・ケーブルテレビ
- ☐ かわさき FM
- ☐ 防災行政無線
- ☐ 防災テレホンサービス
- ☐ 気象庁 HP

6 施設の土砂災害の危険性の確認について

施設の土砂災害の危険性を知るため、施設の立地と土砂災害警戒区域の関係（施設のどこが危険なのか）を確認しておきましょう。

土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者利用施設の施設管理者等は、土砂災害警戒区域が敷地（建物と庭等）のどの場所にかかっているのか確認してください。

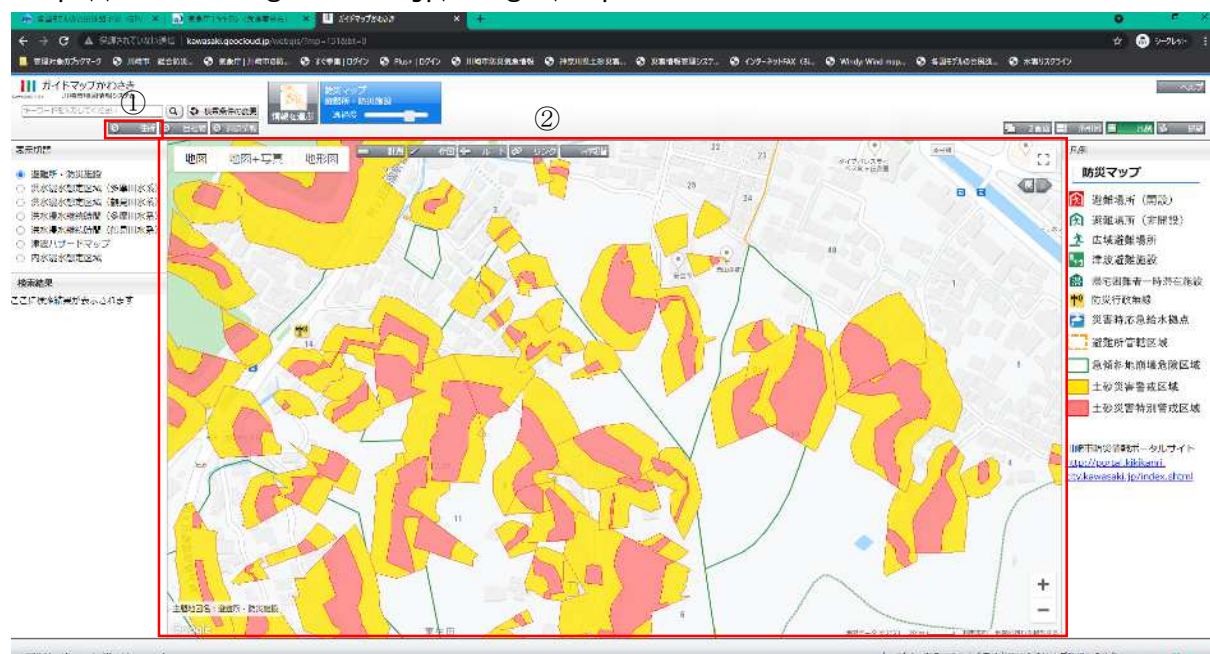
土砂災害警戒区域は、土砂災害ハザードマップで確認することができ、市 HP にも掲載しています。

また、「ガイドマップかわさき」の「防災マップ（避難所・防災施設）」から施設の住所を入力することにより、簡単に検索することができます。



【ガイドマップかわさき URL】

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=131&bt=0>



①「住所」をクリックし、閲覧したい住所を区名から順にクリックしてください。最後まで入力すると該当の場所に移動します。正確な住所がわからない場合には町名及び数字の右にある「地図」をクリックすると大まかな場所を示すので活用してください。

②黄色で囲まれた区域が土砂災害警戒区域です。また、赤色で囲まれた区域が土砂災害特別警戒区域です。施設のどの場所が土砂災害警戒区域にかかっているのか、十分に確認してください。

☑チェックポイント

【第1段階】

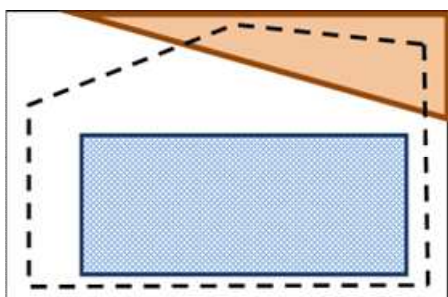
施設が崖の上にあるのか、下にあるのか確認しましょう！

- ☐ 施設が崖の上に立地している。
- ☐ 施設が崖の下に立地している。

【第2段階】

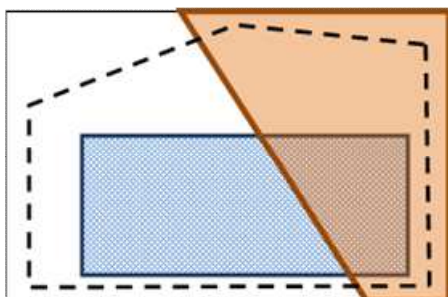
施設のどの場所が土砂災害警戒区域にかかっているのか確認しましょう！

- ☐ 庭、駐車場等だけが土砂災害区域にかかっている。
(建物は土砂災害警戒区域にかかっていない。)



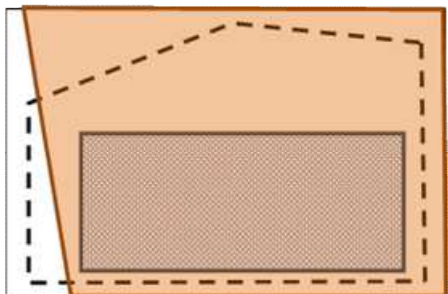
	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

- ☐ 建物の一部が土砂災害警戒区域にかかっている。



	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

- ☐ 建物のすべてが土砂災害警戒区域にかかっている。



	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

7 施設に応じた避難行動の確認について

施設利用者の避難誘導等にあたり、施設の運営の状況、立地、構造等に応じて、避難行動をあらかじめ確認しておきましょう。

避難行動の考え方は、次のように国から示されている考え方に基づいたものです。

1 土砂災害防止対策基本指針（国土交通省告示第 35 号）五の 6 抜粋

「～ 大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の 2 階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。」

2 土砂災害警戒避難ガイドライン（H27.4 国土交通省砂防部）第 5 章 1 の解説抜粋

「～ 時間的余裕がある場合は、あらかじめ定めた避難場所に速やかに避難することが重要です。しかし、時間的に余裕のない場合には、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することが重要となります。近隣の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階に移動することも有効です。また、小規模な斜面崩壊が想定される箇所において、既に建物の外に出て避難場所に避難することが危険な状態になった際には、自宅の斜面と反対側の 2 階以上の部屋等に移動することも有効な場合があります。～」

3 避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府（防災担当）2.3 避難行動の分類抜粋

「災害対策基本法改正後、避難情報の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

- ① 「立ち退き避難」（指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難）
- ② 「屋内安全確保」（堅牢な自宅・施設等の上階への移動や堅牢な自宅・施設等の上階に留まる行動）
- ③ 「緊急安全確保」（立ち退き避難ができず、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋（上階で崖の反対側）に移動や近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する行動）



（1）避難行動の考え方

土砂災害から身を守るためには、土砂災害警戒区域の外に避難することと、土砂災害が発生するまでに避難を完了することが避難行動の原則です。

ただし、土砂災害警戒区域が建物にかかっていない場合等施設内で安全な避難が可能な場合や次のように立退き避難、屋内安全確保が困難である場合には、緊急安全確保を検討してください。

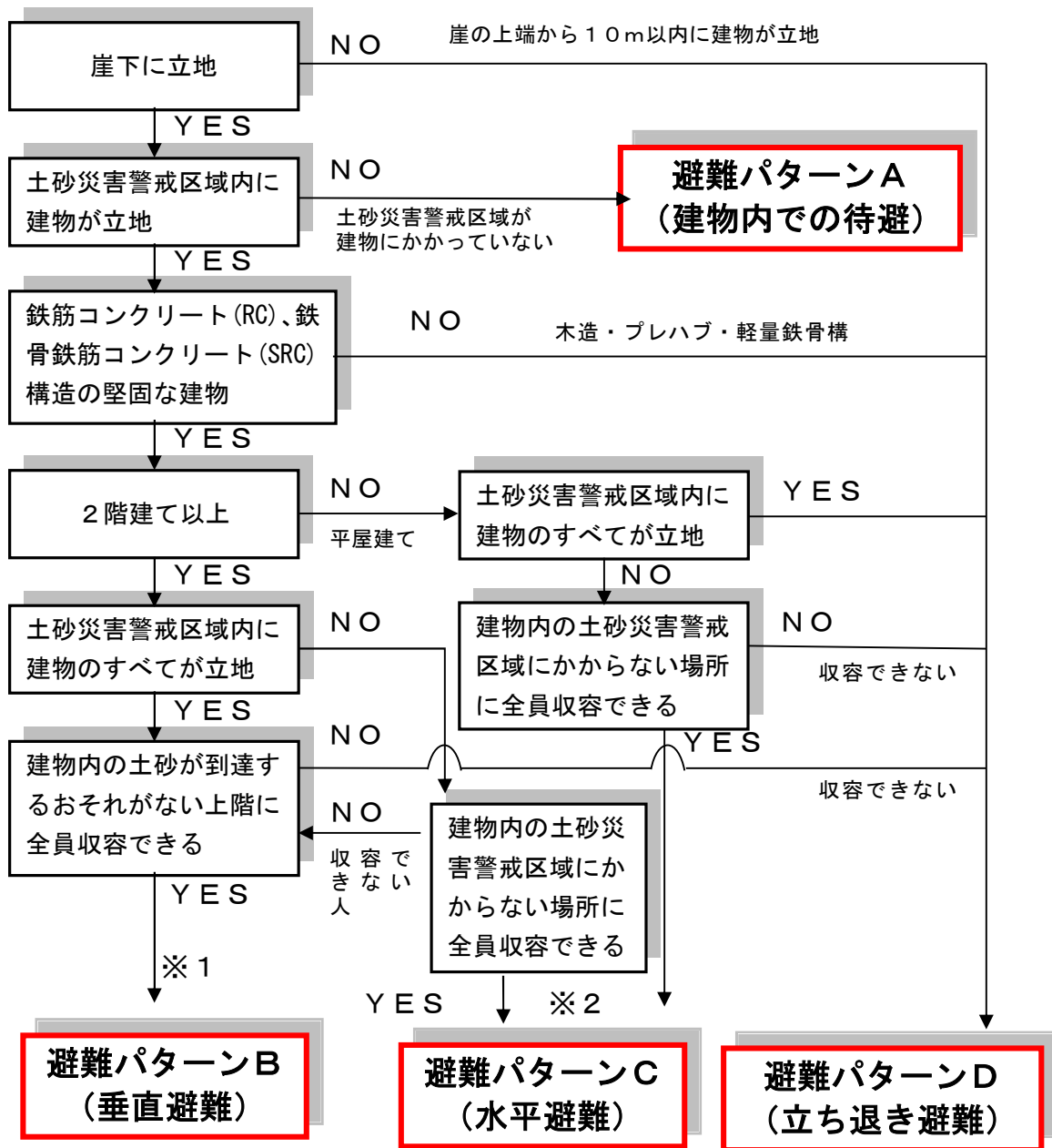
○実際に立ち退き避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合

○施設利用者が寝たきりなど避難行動のリードタイムが確保できない場合

（2）施設に必要な、適切な避難行動の確認

施設のそれぞれの状況に応じて必要な、適切な避難行動は異なることから、次のフローを参考にして確認してください。

■施設の状況に応じた避難判断フロー■

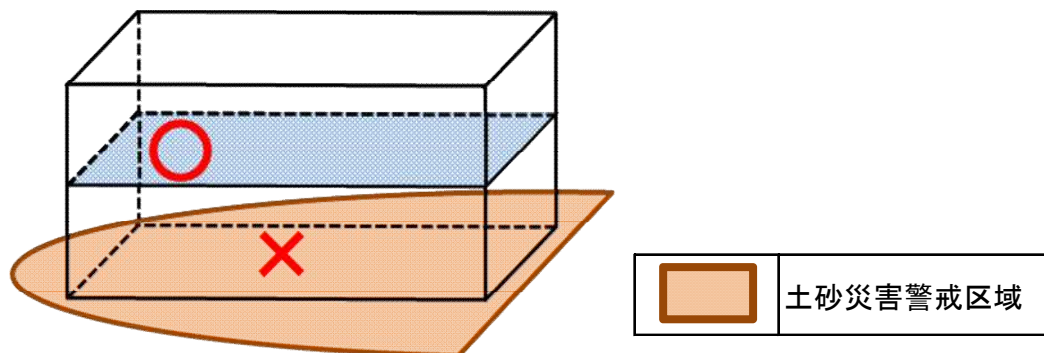


避難パターンA	建物内で安全を確保します。(建物内での待避)
避難パターンB	建物内の2階以上の階層で、崖斜面と反対側へ避難します。(垂直避難)
避難パターンC	建物内で土砂災害警戒区域にかからない場所(崖斜面と反対側)へ避難します。(水平避難)
避難パターンD	施設の車両や介護タクシー等を活用して、あらかじめ選定した避難場所、または土砂災害警戒区域外の施設等に避難します。(立ち退き避難)

「屋内安全確保」の避難行動としては、「建物内での待避」、「垂直避難」、「水平避難」が考えられます。

※1 イメージ図

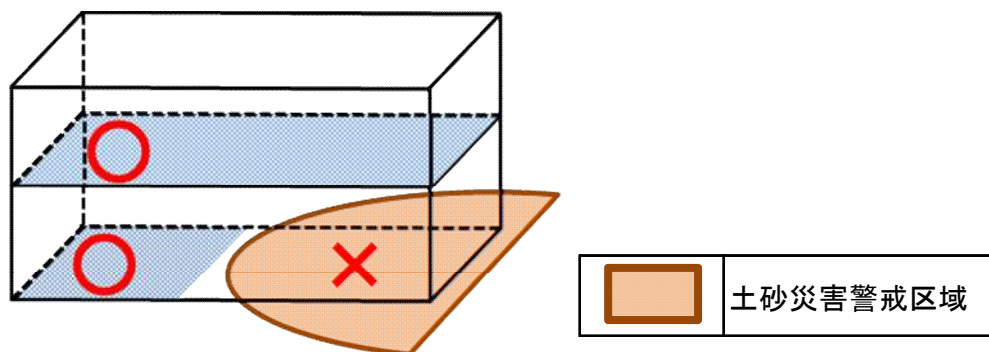
(鉄筋コンクリート(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造の堅固な建物の場合)



土砂が到達するおそれがない上階へ移動し、可能な限り崖とは反対側へ避難

※2 イメージ図

(鉄筋コンクリート(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造の堅固な建物の場合)



建物内の土砂災害警戒区域にかからない場所で、可能な限り崖とは反対側へ避難

☑チェックポイント

施設に必要な、適切な避難行動を確認しておきましょう！

- ☐ 避難パターンA (建物内での待避)
- ☐ 避難パターンB (垂直避難)
- ☐ 避難パターンC (水平避難)
- ☐ 避難パターンD (立ち退き避難)

(3) 立ち退き避難における避難先の選定

避難先は、あらかじめ、土砂災害警戒区域外の関連する施設や川崎市が開設する避難場所等から選定しておきましょう。(避難先までの避難経路で土砂災害が発生する場合がありますので、避難先は2箇所以上を選定しましょう。)

川崎市が土砂災害に関する避難情報を発令する場合に開設する指定緊急避難場所の候補は下記の通りです。この中から状況に応じて避難所を開設します。

実際の避難場所の開設状況については、川崎市防災情報ポータルサイト、メールニュースかわさきなどでお知らせしますので確認してください。

	開設の候補とする避難場所
幸区	日吉小学校※、夢見ヶ崎小学校
中原区	井田小学校
高津区	西高津中学校、高津小学校、久地小学校、下作延小学校、橘中学校、橘小学校※、新作小学校、末長小学校、高津中学校、久本小学校、市立高津高校、東高津中学校、東高津小学校、坂戸小学校、東橘中学校・子母口小学校、末小学校※、梶ヶ谷小学校※、西梶ヶ谷小学校、上作延小学校、南原小学校
宮前区	宮前平中学校、富士見台小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、有馬中学校、西有馬小学校、有馬小学校※、鷺沼小学校※、土橋小学校、宮崎中学校、宮崎小学校※、野川中学校※、西野川小学校※ ² 、野川小学校、南野川小学校※、菅生中学校※、菅生小学校※ ² 、稗原小学校※、犬蔵中学校※、白幡台小学校※、犬蔵小学校、向丘中学校、平小学校※ ² 、平中学校※、向丘小学校※
多摩区	稲田中学校、稲田小学校、長尾小学校※、宿河原小学校、枡形中学校※、登戸小学校、中野島中学校、中野島小学校、下布田小学校、東菅小学校※、生田中学校※、生田小学校※ ² 、三田小学校、東生田小学校、南生田中学校※、南生田小学校、菅中学校、菅小学校、南菅中学校※、南菅小学校※、西菅小学校※
麻生区	西生田中学校※、西生田小学校、百合丘小学校※、長沢中学校※ ² 、長沢小学校、柿生中学校※、東柿生小学校、岡上小学校※、白鳥中学校※、柿生小学校、片平小学校、栗木台小学校※ ² 、金程中学校、金程小学校、千代ヶ丘小学校、麻生中学校※、麻生小学校※、南百合丘小学校※、旧白山中学校、日本映画大学白山キャンパス※、真福寺小学校※、王禅寺中央中学校、王禅寺中央小学校、虹ヶ丘小学校、はるひ野小・中学校

※ 避難場所となる学校の校庭や体育館が土砂災害警戒区域の一部にかかっており、避難経路の選定に考慮が必要となる避難場所

※² 体育館の半分以上が土砂災害警戒区域となっているが、校舎は一部にとどまる場所であって、避難場所の受入れ場所や避難経路の選定に考慮が必要な避難場所

☑チェックポイント

避難先を2箇所以上選定しておきましょう！

① ()

② ()

(4) 避難に要する時間の確認

(2) で確認した、「必要な、適切な避難行動（避難パターン）」、(3) で確認した、「避難先」を基に、施設の職員の体制、施設利用者の人数、移送手段の確保などを考慮して、避難先への避難に要する時間を確認しましょう。

☒ チェックポイント

避難に要する時間を確認しましょう！

☐ (時間 分)

8 避難確保計画の作成及び訓練の実施について

迅速・確実な避難行動がとれるよう、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで、『いつ、誰が、何を行うのか』を周知しておきましょう。

これまで確認してきた、「防災気象情報や避難に関する情報の収集」、「施設の土砂災害の危険性」、「施設に応じた避難行動」の情報を基に、『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にしながら、避難確保計画を作成してください。

(1) 避難確保計画作成の流れ

市では施設管理者等が避難確保計画を作成していただくために、本「作成のてびき」とあわせて、「ひな形」を作成しました。

本「作成のてびき」の「11 避難確保計画に定めるべき事項」と、「ひな形」に掲げられている各事項は対応しており、施設管理者等は、「11 避難確保計画に定めるべき事項」に沿って、「ひな形」から避難確保計画を作成することができます。なお、「ひな形」の記載内容は各施設の状況に応じ適宜変更してください。

既に、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、「ひな形」等を参考にして、既存の計画に「土砂災害時の避難確保計画」の内容を追加することでも作成したことになります。

「作成のてびき」、「ひな形」及び「報告書」の様式は、市 HP において「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について」で検索して入手してください。

(2) 避難確保計画の構成

一般的に避難確保計画では、次の事項を定めます。

- ①避難確保計画を作成する目的等
- ②土砂災害警戒区域の把握
- ③災害情報の収集
- ④防災体制
- ⑤避難誘導
- ⑥避難の確保を図るための施設の整備
- ⑦平常時のチェックリスト
- ⑧土砂災害に関する研修・防災訓練

(3) 避難確保計画の保管場所及び活用方法

避難確保計画は、土砂災害が発生するおそれがある場合にはすぐに取り出せるような場所に保管しておきましょう。施設管理者等及び施設職員はその保管場所を周知しましょう。

また、施設管理者等及び施設職員は、土砂災害に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

(4) 訓練の実施・報告

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。施設管理者等及び施設職員は、土砂災害に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

研修や訓練には、避難確保計画のほか、川崎市が発行している防災啓発冊子「備える。かわさき」などが活用できます。(市 HP にも掲載しています。)

避難訓練等については、ボランティア団体や NPO 等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の施設管理者等は避難確保計画に基づく訓練を実施すること、及び訓練実施後に市長に対して訓練結果を報告することが義務化されております。(土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項)

報告については、市 HP で「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索して行ってください。

避難訓練等を年 1 回以上実施し、実施後は概ね 1 ヶ月以内に報告をしてください。(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告してください。)

(5) 日ごろの備え

ア 土砂災害警戒区域図等を参考に、施設の敷地及び周辺の道路等と土砂災害警戒区域の関係を周知してください。

イ 区役所・消防署等の連絡先や緊急連絡網等は最新の状況にしてください。

ウ 避難をする際の役割分担を周知しておいてください。

エ 施設職員等への研修や訓練などを定期的に行ってください。

オ 速やかな避難が行われるように、訓練で見つかった課題をもとに、避難確保計画を見直ししてください。

9 川崎市への報告について

避難確保計画の作成・修正及び訓練を実施されましたら、市への報告をお願いします。

土砂災害防止法により、施設管理者等は、避難確保計画を作成し、または修正したとき及び避難確保計画に定める施設利用者の避難の確保のための訓練を行ったときは、以下のとおり市長へ報告することが定められております。

- (1) 避難確保計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告してください。また、下記の内容について当該計画を変更したときも、同様です。(土砂災害防止法第8条の2第2項)

- ① 施設名の変更
- ② 施設の住所の変更
- ③ 施設の連絡先（電話番号、FAX 番号）の変更
- ④ 避難する時期の変更
- ⑤ 避難場所の変更

- (2) 避難の確保のための訓練を行ったときは、その結果を次の要領で市長へ報告してください。(土砂災害防止法第8条の2第5項)

市 HP にて「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」と検索し、定められたオンライン手続きで行ってください。

10 土砂災害から身を守るためのポイントについて

改めて重要なポイントを確認しましょう。

土砂災害から施設利用者等の人命を守るためには、次の4点が重要になります。

- ① 土砂災害の危険性がある場所を十分に把握しておきましょう。
- ② 大雨が予想される場合、施設管理者等及び施設職員は、メールニュースかわさきや各種メディア等により、防災気象情報や避難に関する情報の収集に努め、情報は施設管理者等及び施設職員で共有しましょう。
- ③ 避難情報が発令された場合は、あらかじめ定めた避難手順に従って、速やかに避難を開始しましょう。
ただし、立ち退き避難することを定めている施設であっても、実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移送がかえって危険な場合には、次善の策として、その時点でいる場所より相対的に安全である場所（崖と反対側の2階以上の部屋等）へ直ちに移動し、より安全な場所に避難しましょう。（緊急安全確保）
- ④ 避難情報が発令されなくとも、崖崩れの前兆状況が確認された場合は、すみやかに自主避難を開始しましょう。
※「空振り覚悟で早めの避難」、「自らの命は自らが守る」を心がけましょう。

1 1 避難確保計画に定めるべき事項について

以下の解説と「ひな形」を参考に施設の実情に応じた、避難確保計画を速やかに作成しましょう。

(1) 避難確保計画を作成する目的等

施設管理者等は避難確保計画の目的、適用範囲、責任を定めておきましょう。

<記載例>

1 避難確保計画を作成する目的等

(1) 計画の目的

この計画は、(施設名) 近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難を開始し、土砂災害の危険から人命を守り、被害の軽減に資することを目的に作成するものである。

(2) 計画の適用範囲

ア この計画は、(施設名) に勤務又は利用する全ての者に適用する。

イ 施設の状況

延べ床面積 ※ 1			人 数				構 造 ※ 2
			平日		休日		
			利用者	施設職員	利用者	施設職員	
地上 1 階	m ²	m ²	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 木造、プレハブ、軽量鉄骨 その他（ ） ○階建ての○～○階を使用 ※ 3
地上 2 階	m ²						
地 上 3 階	m ²		夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	
地 上 4 階	m ²						

※1 使用している階及び合計の延べ床面積を記入してください。

※2 施設の構造で該当するものを囲ってください。その他の場合は()内に構造を記入してください。

※3 入居者は○～○階を使用している。

(3) 施設の所有者又は管理者の責任

災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）の責任は、本計画に基づき施設職員を指揮し、土砂災害の危険から施設利用者等の人命を守り、被害の軽減に努める責任を有するものとする。

(4) 施設職員の責任

施設職員は、本計画に基づき施設管理者等の指揮のもとで、土砂災害の危険から施設利用者等の人命を守り、被害の軽減に努める責任を有するものとする。

(5) 施設利用者等の責任

施設利用者等は、施設管理者等及び施設職員の指示のもとで、土砂災害から身を守るための避難等を行うものとする。

（２）土砂災害警戒区域の把握

「６ 施設の土砂災害の危険性の確認について」に沿って、『施設の立地と土砂災害警戒区域の関係』を確認し、計画に記載しましょう。

地図は、「ガイドマップかわさき」から検索した画面を印刷し、施設所在地に着色したものを貼付してください。

<記載例>

２ 土砂災害警戒区域の把握

（１）周辺地図

（施設名）周辺の土砂災害警戒区域は次のとおりである。



（２）施設の立地と土砂災害警戒区域の関係

（施設名）は、崖の（上 / 下）に立地しており、（庭、駐車場等だけが / 建物の一部が / 建物の半分以上 / 建物のすべて）が（土砂災害警戒区域 / 土砂災害特別警戒区域）にかかっている。

(3) 防災体制

ア 防災体制の確立

(ア) 防災体制は、気象情報や避難に関する情報に応じて、「体制区分」、「活動内容」及び「対応要員」を検討して記載しましょう。

(イ) 「体制区分」は、施設利用者に応じた活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定しましょう。

(ウ) 「体制確立」の判断時期については、施設利用者の避難及びその準備に要する時間等を考慮して設定しましょう。

【参考】土砂災害警戒情報は、通常、2時間後の予想で土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に発表されます。また大雨警報（土砂災害）は、避難指示の基準となる土砂災害警戒情報の判断基準から概ね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されます。

(エ) 「活動内容」は、平常時の活動内容のほか、気象情報の収集から避難誘導までの主な活動内容及びその順序について検討しましょう。

(オ) 「対応要員」は、各活動を実施する要員を検討しましょう。

(カ) 防災体制の記載例としては、次のようなものがあります。

なお、土砂災害警戒情報は、通常、2時間後の予想で土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に発表されることから、「7 施設に応じた避難行動の確認について」の「(4) 避難に要する時間の確認」で確認する『避難に要する時間』に応じて、記載例のうち、【避難行動に2時間以上かかる場合】もしくは、【避難行動に2時間かからない場合】を参考にしてください。

<記載例>

3 防災体制

(1) 防災体制の確立

防災体制は、次のとおりとする。

(早期の避難が必要な施設の場合（例：立ち退き避難が必要な場合、屋内安全確保（垂直避難）は可能だが施設利用者をご家族に引渡す場合など）概ね避難行動に2時間以上かかる場合)

体制区分	体制の判断時期	活動内容	対応要員
平常時		- 避難確保計画、緊急連絡網の更新 - 備蓄品の整備・点検・管理 - 防災教育・訓練の企画実施	施設管理者等（代行者）
			統括・情報班
			避難誘導班
注意体制	- 大雨、台風に関する防災気象情報発表 等 【警戒レベル1】 - 大雨等に関する早期注意情報（警報級の可能性）発表 【警戒レベル2】 - 大雨注意報発表	- 防災体制・施設職員の参集判断 - 通所型施設の事前休業の判断	施設管理者等（代行者）
		防災気象情報の収集・伝達	統括・情報班

警戒体制	【警戒レベル2相当情報】 ・施設所在地に土砂キキクル注意（黄色）が現出	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等（代行者）
	【警戒レベル3相当情報】 ・大雨警報（土砂災害）発表	・防災気象情報・避難に関する情報の収集・伝達 ・施設利用者家族への連絡	統括・情報班
		・使用する資器材の準備 ・施設利用者への状況説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼等	統括・情報班 避難誘導班
非常体制	【警戒レベル3相当情報】 ・施設所在地に土砂キキクル警戒（赤色）が現出 【警戒レベル3】 ・高齢者等避難の発令	・防災体制・施設職員の参集判断 ・通所型施設の臨時休業の判断 ・避難の判断	施設管理者等（代行者）
		・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡	統括・情報班
	【警戒レベル4相当情報】 ・土砂災害警戒情報発表 ・施設所在地に土砂キキクル危険（紫色）が現出 【警戒レベル4】 ・避難指示の発令 ・崖崩れの前兆現象確認	・施設利用者の避難誘導 ・施設利用者の引渡し	避難誘導班

(避難に長時間かからない施設の場合(例:屋内安全確保(垂直避難)が可能で、施設利用者をご家族に引渡さない場合など概ね避難行動に2時間かからない場合)

体制区分	体制の判断時期	活動内容	対応要員
平 常 時		・ 避難確保計画・緊急連絡網の更新 ・ 備蓄品の整備・点検・管理 ・ 防災教育・訓練の企画実施	施設管理者等(代行者)
			統括・情報班
			避難誘導班
注意体制	・ 大雨、台風に関する防災気象情報発表 等 【警戒レベル1】 ・ 大雨等に関する早期注意情報(警報級の可能性)発表 【警戒レベル2】 ・ 大雨注意報の発表 【警戒レベル2相当情報】 ・ 施設所在地に土砂キキクル注意(黄色)が現出	・ 防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・ 防災気象情報の収集・伝達	統括・情報班
警戒体制	【警戒レベル3相当情報】 ・ 大雨警報(土砂災害)発表 ・ 施設所在地に土砂キキクル警戒(赤色)が現出 【警戒レベル3】 ・ 高齢者等避難の発令	・ 防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・ 防災気象情報・避難に関する情報の収集・伝達 ・ 施設利用者家族への連絡	統括・情報班
		・ 使用する資器材の準備	統括・情報班 避難誘導班
		・ 施設利用者への状況説明 ・ 施設利用者移動手段の確保 ・ 周辺住民等への事前協力依頼等	避難誘導班
非常体制	【警戒レベル4相当情報】 ・ 土砂災害警戒情報発表 ・ 施設所在地に土砂キキクル危険(紫色)が現出 【警戒レベル4】 ・ 避難指示の発令 【警戒レベル4以上相当情報】 ・ 記録的短時間大雨情報 【警戒レベル5相当情報】 ・ 大雨特別警報 ・ 施設所在地に土砂キキクル災害切迫(黒色)が現出	・ 防災体制・施設職員の参集判断 ・ 避難の判断	施設管理者等(代行者)
		・ 避難場所の開設状況の確認 ・ 避難を行う際の区役所等への連絡	統括・情報班
		・ 施設利用者の避難誘導	避難誘導班

	【警戒レベル5】 ・緊急安全確保の発令 ・崖崩れの前兆現象確認		
--	--	--	--

イ 班構成

(ア) 各職員がどの班を担うのか明確にしておきましょう。

(イ) 施設管理者等に関しては、不在の場合の代行者も別途決めておきましょう。

(ウ) 班構成の記載例としては、次のようなものがあります。

<記載例>

(2) 班構成

各職員の班構成は、次のとおりとする。

班名	昼間	夜間
施設管理者等	施設管理者の職名又は氏名 (代行者：)	
統括・情報班	該当する職員の職名又は氏名	該当する職員の職名又は氏名
避難誘導班	該当する職員の職名又は氏名	該当する職員の職名又は氏名

注：班員が複数いる場合は班長を指名してください

ウ 外部連絡先一覧

- (ア) 災害時に連絡する可能性のある外部機関を記載しておきましょう。
(イ) 連絡先としては、区役所、消防署、警察署、避難場所等があります。

<記載例>

(3) 外部連絡先一覧

外部の連絡先は、次のとおりとする。

機関名	連絡先
〇〇区役所	〇〇区××1-2-3 Tel000-0000
消防署	
警察署	
小学校	
中学校	

<記載例>

(4) 施設内の緊急連絡網

施設内の緊急連絡網は、「〇〇（施設名）の緊急連絡網」によるものとする。

(4) 情報の収集・伝達

「5 気象情報や避難に関する情報の収集について」に沿って、各施設の環境に応じて収集可能な手段を確認し、計画に記載（削除・修正）しましょう。

なお、「メールニュースかわさき」は事前に登録が必要ですので、施設管理者等自ら登録することはもちろん、施設職員の方も登録するようにしていただき、登録者を計画に記載しましょう。

<記載例>

4 情報の収集・伝達

災害情報の入手方法は、次のとおりとする。

(1) 情報収集

ア 収集する情報

(ア) 土砂災害に関する防災気象情報（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）（大雨・暴風）、気象警報・注意報（大雨・暴風）、土砂災害警戒情報、土砂キキクルなど）

(イ) 行政機関からの情報（避難場所の開設、高齢者等避難、避難指示などの避難に関する情報など）

イ 収集手段

(ア) 「メールニュースかわさき」の「防災気象情報」に登録して川崎市からのメールを受け取る。（市内の防災、気象、災害等に関する情報）

メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

- | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|
| ① | 職名又は氏名 | (| 所属（部署） |) |
| ② | 職名又は氏名 | (| 所属（部署） |) |
| ③ | 職名又は氏名 | (| 所属（部署） |) |

(イ) 緊急速報メールを受信する。（高齢者等避難・避難指示等の発令に関する情報、土砂災害警戒情報（必要に応じて）など）

(ウ) 川崎市からのFAXを受信する。（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報）

(エ) 川崎市 HP「防災情報ポータルサイト」を確認する。（市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難に関する情報など）

(オ) テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

(カ) 防災行政無線に注意する。（高齢者等避難・避難指示等の発令に関する情報など）

(キ) 気象庁 HP の「あなたの街の防災情報」を確認する。（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）（大雨・暴風）、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報、土砂キキクルなど）

(ク) 施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

【立ち退き避難の場合】

ア 土砂災害に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

(ア)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇へ避難する。《非常体制に移行した場合には〇〇へ避難し、施設利用者の引渡しを速やかに行う。》」旨を連絡する。

(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇に避難する。」旨を連絡する。

(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、〇〇へ避難する。《非常体制に移行し、〇〇へ避難する。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。》」旨を連絡する。

エ 避難《施設利用者の引渡し》を完了した場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に避難《施設利用者の引渡し》が完了した旨を連絡する。

(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了した。《避難が完了した、これより〇〇において施設利用者の引渡しを行う。》」旨を連絡する。

【屋内安全確保（垂直避難）の場合】

ア 土砂災害に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

（ア）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇へ避難する。《非常体制に移行した場合には、本施設において速やかに施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4（相当情報を含む）（避難指示の発令、土砂災害警戒情報の発表、土砂キキクル危険（紫色）の現出等）へ移行した場合は〇〇へ避難する。》」旨を連絡する。

（イ）所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

（ア）所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇に避難する。《これより、本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4（相当情報を含む）へ移行した場合は〇〇へ避難する。》」旨を連絡する。

（イ）「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、これより本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4へ移行した場合は〇〇へ避難する。《》」旨を連絡する。

エ 避難《施設利用者の引渡し》を完了した場合

所管する区役所（所管課）に避難《施設利用者の引渡し》が完了した旨を連絡する。

(5) 避難誘導

ア 避難場所・避難経路

「7 施設に応じた避難行動の確認について」に沿って、『施設に必要な、適切な避難行動』を確認しましょう。

立ち退き避難を行う場合は『避難先』を2箇所以上選定しましょう。また、施設から避難先までの避難経路を検討しましょう。避難経路は、土砂災害警戒区域内の道路や河川に架かる橋、頻繁に冠水する道路等はできる限り避け、安全な避難経路を2つ以上選定しましょう。

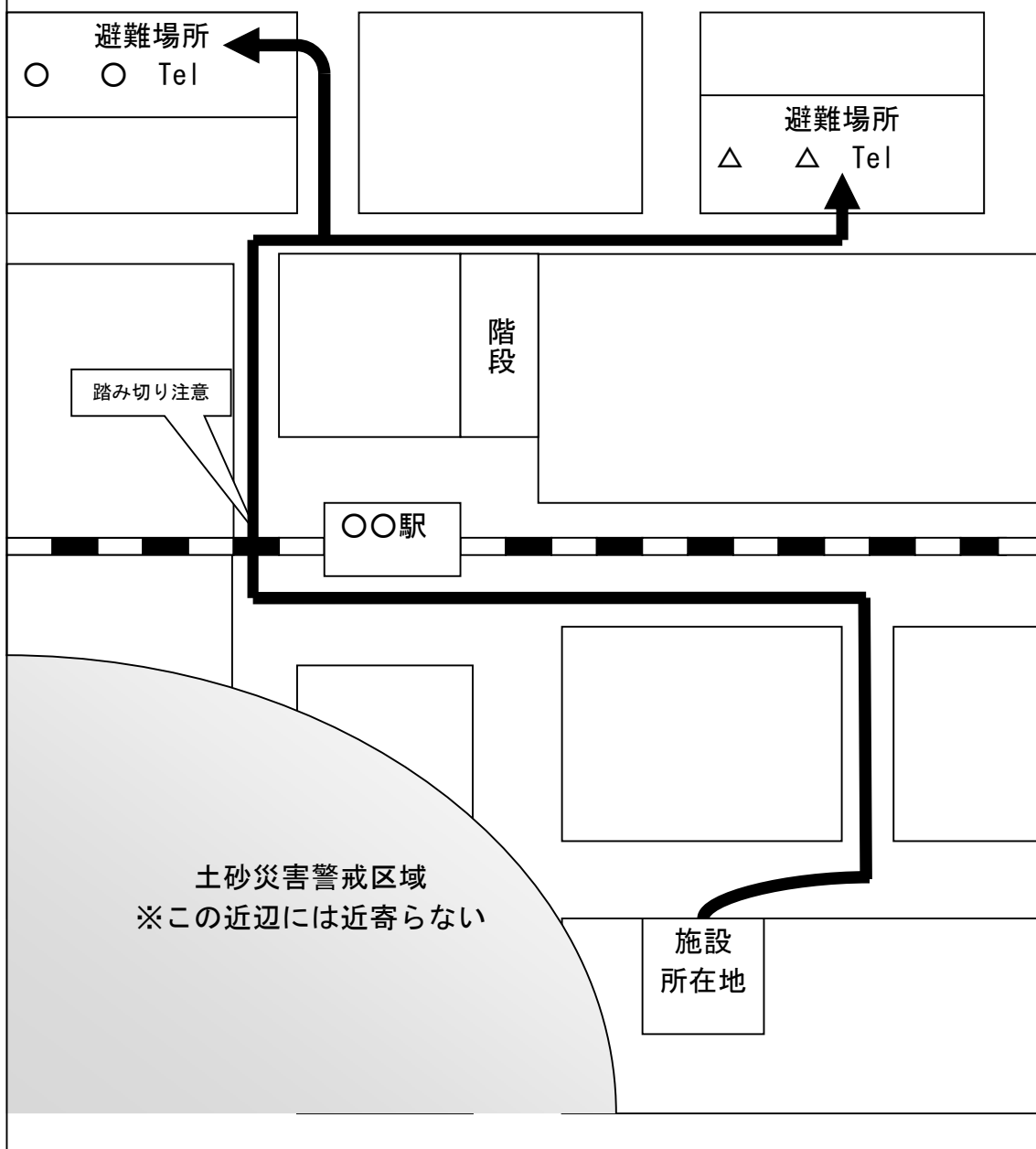
屋内安全確保を行う場合は、崖の反対側の部屋及び階段等を選定しましょう。

<記載例>

5 避難誘導

(1) 避難場所・避難経路（立ち退き避難）

- ・避難場所は（ ○○ ）、（ △△ ）とする。
- ・避難場所への避難経路は次のとおりとする。

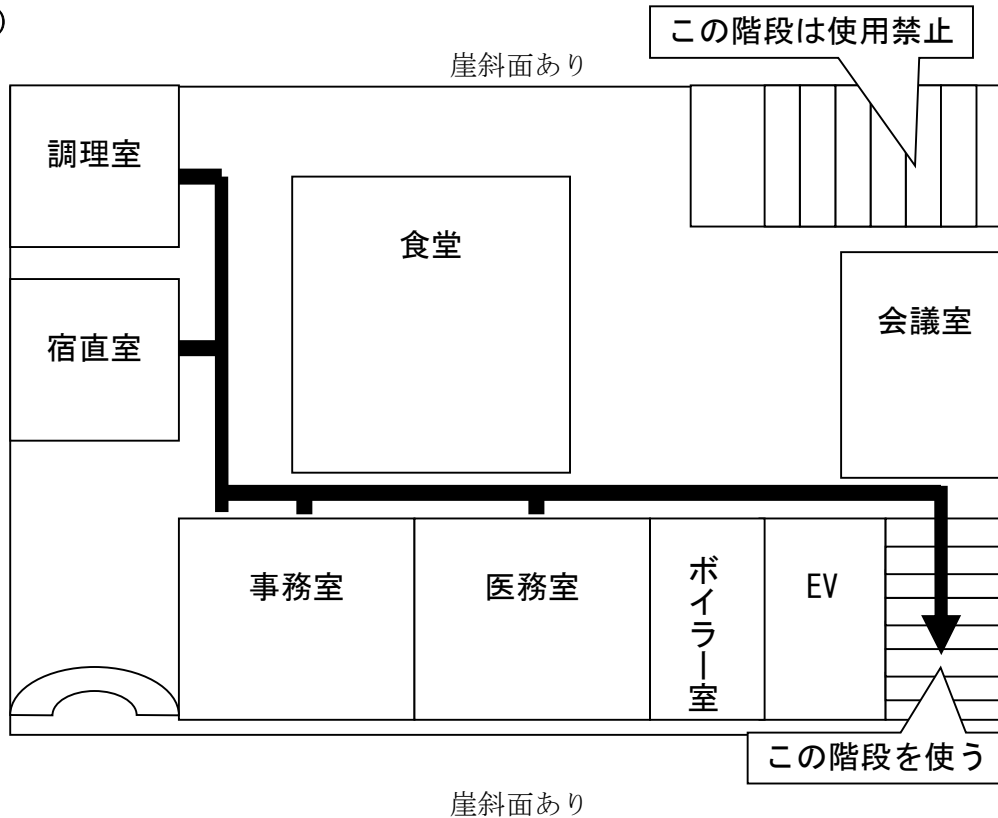


<記載例>

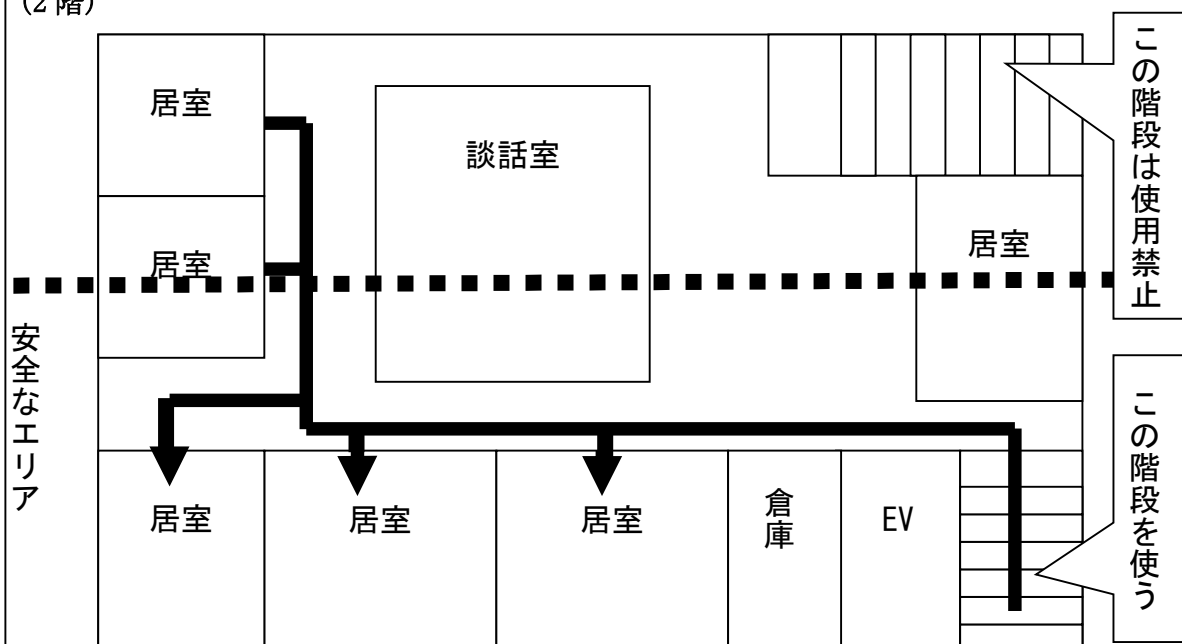
(2) 避難場所・避難経路（屋内安全確保）

- ・屋内安全確保を行う場合又は避難する段階で、周辺の道路の冠水・閉鎖や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合は、2階の〇〇へ移動する。
- ・〇〇への移動経路は、次のとおりとする。

(1 階)



(2 階)



イ 避難手段等

施設管理者等は、実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておくとともに、施設利用者の状況に応じてあらかじめ移動方法や施設利用者の引渡し要領について定めておきましょう。

移動方法としては記載例のようなものがあります。

<記載例>

（３）避難手段等

- ・施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ・施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。
- ・施設利用者の引渡しを確実に行うものとする。

施設利用者の状況	移動方法
（例）短い距離は歩行できる者	（例）徒歩により玄関集合後、マイクロバス又は徒歩にて避難場所へ移動
（例）自力での車イス移動が可能な者	（例）車イスにより玄関集合後、マイクロバス又は自力で（補助を受けて）車いすにて避難場所へ移動
（例）自力での移動が困難な者	（例）リクライニング式車イスを使用して、玄関に移動し、専用車両にて避難場所へ移動

(6) 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の様な物が考えられます。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区 分	使用する設備及び資器材等
情報収集・伝達	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯、FAX等、必要に応じて、トランシーバー、投光器 など
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、車両など
備蓄品	飲料水、食料、炊事道具、医薬品、寝具、防寒具、おむつ、携帯トイレ など

<記載例>

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区 分	品目	非常 持出	数量	保管場所	有効期限 (確認時期)
情報収集・伝達	(例) 名簿、連絡網	可	1	事務室	令和××年 ○月
	(例) ラジオ	可	2	事務室	令和××年 ○月
	(例) FAX	不可	1	事務室	令和××年 ○月
避難誘導	(例) 懐中電灯	可	10	事務室、各室	令和××年 ○月
	(例) 車両	可	2	駐車場	
備蓄品	(例) お米	可	50Kg	倉庫	令和××年 ○月
	(例) 飲料水	可	10箱	倉庫	令和××年 ○月

※避難所までの移動手段として車両も考慮してください。ただし、避難所には駐車場はありません。

(7) 平常時のチェックリスト

ア 施設管理者等及び施設職員は施設や施設周辺などを定期的に点検しましょう。

イ 点検するポイントとしては次のようなものがあります。

(ア) 館内放送システムは正常に作動しているか

(イ) 排水溝につまりはないか

(ウ) 強風で折れそうな枝は剪定されているか

(エ) 避難経路（非常階段や廊下など）が荷物でふさがれてはいないか

(オ) 施設利用者情報は最新なものか

(カ) 緊急連絡網及び施設利用者家族の連絡先などは最新なものか

(キ) 備蓄品は使用できることを確認しているか

<記載例>

7 平常時のチェックリスト

施設管理者等は次のチェックリストを定め、定期的に施設及び施設周辺などを点検する。

確認事項	状況	対応
(例) 避難経路の安全確保	○	
(例) 強風で枝が折れそうな樹木の剪定	×	令和○年△月×日 樹木の剪定完了
(例) 防災行政無線の受信状況	○	※屋外受信機は毎日5時ごろにメロディ ーチャイムの放送、戸別受信機は毎日4 時ごろに試験放送を実施しています。

(8) 土砂災害に関する研修・防災訓練・報告

ア 施設管理者等及び施設職員は、平素から研修や訓練を積極的に行い、土砂災害に関する正しい知識を身に付け、円滑かつ迅速な避難行動ができるようにしておきましょう。

イ 避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

ウ 研修や訓練は5月末頃までに行うようにしましょう。

エ 主な訓練としては、次のようなものがあります。

- ・敷地内や避難経路沿いの土砂災害警戒区域及び緊急連絡網の周知
- ・気象情報や避難に関する情報などの基礎的知識の習得
- ・防災体制に応じた活動内容と役割分担の確認
- ・情報の収集・伝達要領
- ・避難誘導要領・施設利用者の引渡し要領など

オ 土砂災害防止法第8条の2第5項により、施設管理者等は施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施のほか、その訓練実施結果を市長へ報告することが義務化されました。

〈記載例〉

8 土砂災害に関する研修・防災訓練・報告

(1) 土砂災害に関する研修

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

ア 土砂災害の危険性などの啓発教育

(ア) 最近発生した土砂災害の事例を教育する。

(イ) 敷地内や避難経路沿いの土砂災害警戒区域の場所を周知する。

イ 防災体制の周知

防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

ウ 情報伝達体制

(ア) 情報の種別

防災気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

(イ) 情報の収集

防災気象情報及び避難に関する情報をどのような手段で収集し伝達するか周知する。

エ 避難判断・避難手順など

(ア) 避難の判断と重要性

崖崩れの前兆現象や高齢者等避難など避難の判断基準を教育する。

(イ) 避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

(ウ) 施設利用者の引渡し

引渡しの時期・場所・要領などについての教育及び家族などへの説明を行う。

オ 研修の実施月は、5月とする。

(2) 防災訓練の実施

防災訓練を土砂災害に関する研修時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

(3) 防災訓練の実施結果報告

本計画に基づく訓練等を実施した後には、市へ訓練実施結果を報告する。

(入力フォームは、市 HP において「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索する。)

避難確保計画作成（変更）報告書

川崎市長 様

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2第2項に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）しましたので、報告します。

施 設 名			
施設の範囲※1（○で囲む）	社会福祉施設（高齢者施設、障害児・者施設、乳幼児施設等）、学校、医療施設、その他		
所 在 地	川崎市 区		
所有者・管理者 （どちらかに○）	氏 名	（フリガナ）	
担当者の氏名及び連絡先		（フリガナ）	電話番号
			FAX番号※2
備 考	受付		

※1 施設の範囲

社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館 等
学 校		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 等
医療施設		病院、診療所、助産所（いずれも有床に限る） 等

※2 「高齢者等避難」及び「避難指示」等の避難に関する情報を伝達しますので、施設を開設している時は、常に従業員がFAXを確認できるようにしてください。

(参考 1)

土砂災害防止法の主な内容（災害時要配慮者利用施設関連事項のみ）

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三（略） 一～三（略）

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五・六 （略）

2・3 略

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避

難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

土砂災害防止法施行規則の主な内容

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

令和 年 月 日

【警戒レベル3】高齢者等避難対象住民 様

川 崎 市 長

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令について（土砂災害）

台風第〇〇号の接近に伴う土砂災害への警戒のため、次のとおり、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令します。

1	発令日時	令和 年 月 日 時 分
2	発令者	川崎市長
3	対象地域及び対象者	〇〇区内の土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域は、次の町丁にあります。 〇〇丁目、〇〇丁目、〇〇丁目) 対象者：〇〇世帯 〇〇人
4	避難すべき理由	台風第〇〇号の接近のため
5	状況・危険の度合い	〇〇区での土砂災害発生への恐れ
6	種別	【警戒レベル3】高齢者等避難
7	避難の時期	令和 年 月 日 時 分から土砂災害発生への恐れが 解消するまでの間
8	避難場所	〇〇小学校、〇〇中学校
9	避難経路 (または通行できない経路)	自宅から避難場所までの安全な経路
10	住民の取るべき行動や注意事項	・ハザードマップ等を確認し、土砂災害警戒区域にお住まいの、高齢者や障害をお持ちの方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や親戚・知人の家など安全な場所に避難してください。 ・飲み物や食べ物、毛布等の配布はありませんので、ご持参ください。 ・避難場所に駐車スペースはありませんので、自家用車等での避難はご遠慮ください。(災害時要配慮者が避難場所への移動手段としての利用は除く。) ・ペットと避難する方は、必ずケージやエサ、ペットシート等をご持参ください。人の避難スペースと一緒にすることはできません。衛生面やアレルギーをお持ちの方への配慮についてご理解ください。 ・自宅周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動に危険を伴う場合は、自宅の中で崖とは反対側のより高い階などに避難してください。
11	本件担当者、連絡先	危機管理本部 担当 044-200-2890

(参考3)

区役所連絡先一覧

区役所	郵便番号	住 所	電 話	F A X
川崎区	210-8570	川 崎 区 東 田 町 8	044-201-3327	044-201-3209
幸 区	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	044-556-6610	044-555-3130
中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245	044-744-3141	044-744-3346
高津区	213-8570	高津区下作延 2-8-1	044-861-3147	044-861-3103
宮前区	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	044-856-3114	044-856-3280
多摩区	214-8570	多摩区登戸 1775-1	044-935-3146	044-935-3391
麻生区	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	044-965-5115	044-965-5201



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川 崎 市

問い合わせ先

＜災害時要配慮者利用施設の範囲、防災気象情報、避難に関する情報、情報の収集、避難行動、避難確保計画、訓練、報告事項に関すること＞

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 6 階

川崎市危機管理本部 危機対策部初動対策担当

電 話：044-200-2841（初動対策担当）

FAX：044-200-3972

E-mail：60kikika@city.kawasaki.jp

＜土砂災害・崖地対策に関すること＞

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 1 8 階

川崎市まちづくり局指導部 宅地企画指導課

電 話：044-200-3035

FAX：044-200-3089

E-mail：50takuki@city.kawasaki.jp

計画作成様式等の入手方法

避難確保計画の「作成のてびき」（PDF形式）及び「ひな形」と「避難確保計画作成（修正）報告書」の（Word形式）のファイルは、次のとおり市 HP に掲載しておりますので、御活用ください。

- 1 市 HP⇒トップページ⇒防災・防犯・安全⇒防災⇒制度・支援⇒災害時要配慮者利用施設における避難確保計画について⇒土砂災害に備えて（要配慮者利用施設における避難確保計画について）
- 2 URL：<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000023278.html>